

朝霞市公共施設使用料の減額・免除制度
の見直しについて（報告）

令和2年3月

1 第5次行政改革における位置づけ

- ・改革の柱 安定した財政運営と財産の活用
将来にわたり安定した行政サービスの提供を行うとともに、新たな市民ニーズに的確に応えていくため、合理的で健全な財政運営を推進していきます。
- ・柱の主な取組と視点 取組番号6「自主財源の確保」
安定的な財政運営を目指し、様々な角度から、財源確保策について検討する。
- ・取組の内容 減免規定の基本的な考え方の検討
(他市の状況・水準等の調査を行い、) 受益者負担の原則の例外について適正に運用されるよう、減免規定の在り方について検討する。
※特に「市長(教育委員会及び指定管理者を含む。)が特に必要と認めるとき」の事由が適切に運用されているかについて検討を行う。

2 減額・免除制度の現状

(1) 減額・免除制度に関する基本的な考え方

平成22年7月に策定した「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本指針」に基づいて運用している。

①受益者負担の原則の特例

- ・「受益者負担の原則」の特例として、あくまでも「政策的で特例的な措置」として位置づける。
- ・障害者などへの配慮や、各種団体活動の支援・促進、あるいは施設利用率の向上について配慮しながらも、その適用については、真にやむを得ないものに限定することとする。

②基準の統一

- ・公平性・公正性を確保する観点からも、できるだけ全施設で共通した対応になるように「基準の統一」を図るとともに、各施設の特性や役割に応じた運用を行うこととする。

<減額・免除制度の統一的なイメージ>

- ・全施設共通の適用事由
- ・施設の設置目的に応じた個別事由
- ・市長(教育委員会及び指定管理者を含む。)が特に必要と認める事由

(2) 減額・免除基準の適用

市が定める施設使用料の減額・免除の基準は次のとおりとする。

①免除の基準

・全施設共通の適用事由として

- i) 市が主催又は共催する事業を行うとき
- ii) 官公署が市民の福祉の向上のために使用するとき
- iii) 指定管理者が、当該施設の設置目的に応じて使用するとき

・施設の設置目的に応じた個別事由として

- i) 市内の公共的団体が、行政活動の協力目的で利用するとき
- ii) 構成員の半数以上が市内に居住する障害者である団体が利用するとき
- iii) 市内に居住する障害者（介助者1名を含む。）が個人利用するとき

②減額の基準

・施設の設置目的に応じた個別事由として

- i) 市外に居住する障害者（介助者1名を含む。）が個人利用するとき

③市長（教育委員会及び指定管理者を含む。）が特に必要と認めるとき

「市長（教育委員会及び指定管理者を含む。）が特に必要と認める事由」の適用については、想定外の事態などに対応するためのものであり、その適用については、十分な検討を行い、その基準を明確にした上で適用することとする。

※減額及び免除の対象となる「団体」とは、施設の設置目的に応じた構成人数であることとし、かつ、半数以上が市民利用者であるものをいう。

※減額及び免除の対象となる「個人利用」とは、プールなどの個人利用を想定した施設に限る。

※上記の「施設の設置目的に応じた個別事由」については、例示であり、当該施設の設置目的に応じたその他の事由を考慮することができることとする。

※減額率は、一律50%とする。

[※朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本指針より]

3 検討状況

(1) 経過

平成28年第1回朝霞市議会定例会において、公共施設の使用料に関する減免、特に、「市長が特に必要と認める事由」の適正な運用について指摘を受けたことから、当事由の運用について検討する。

- ・ H 2 8 公共施設の減免及び免除制度について現状を確認するとともに、他市の状況について調査した。
 庁内調査（施設の使用料等の減免に係る調査）
- ・ H 2 9 市内公共施設や他市の状況等を踏まえて、減免規定の基本的な考え方について検討を行った。
 財政課が行う次年度の使用料・手数料の適正化の検討と併せて、減免規定の在り方を検討した。
- ・ H 3 0 使用料等の減免について、市内各施設の対応状況を調査し、事務局において検討結果の取りまとめに着手した。
 平成31年度に減免規定のあり方について、取りまとめを行った。
 庁内調査（施設の使用料等の減免に係る調査）
- ・ H 3 1 庁内調査（施設の使用料等の減免に係る調査）

(2) 概要

①当市の状況

- ・平成22年7月に策定した「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針」に示されている、市長（教育委員会及び指定管理者含む）が特に必要と認めるときの基準の適用状況について公共施設に照会等を実施するとともに、監査状況についても確認を行った。

②他市の状況

- i) 和光市
 - ・令和2年度に行政コストの変動に対応した使用料等の改定を予定しているため、減免についても必要であればその時に検討することも考えられる。
 - ・施設の所管課がそれぞれ条例等で減免について規定しており、市の統一的な方針等は、現状、平成20年度に策定した「使用料見直しに関する基本方針」に準じている。
- ii) 新座市
 - ・施設の所管課がそれぞれ条例等で減免について規定しており、市の統一的な方針等は定めていない。
- iii) 志木市
 - ・平成30年度からの新行政改革プランで受益者負担の適正化について取り組んでいるが、減免は検討外としている。
 - ・施設の所管課がそれぞれ条例等で減免について規定しており、市の統一的な方針等は定めていない。

4 まとめ

- ・各施設とも減免基準を明確にしたうえで運用しており、また、監査においても特段の指摘はなく適正に運用されており、受益者負担の適正化も図られていると解せる。
- ・今後も、施設使用料の減免について、再引き続き基本方針に沿って適正な運用がなされるように、施設の所管に対して確認と周知を行っていく。

5 その他

- ・財政課において策定した「令和元年度消費税率引上げに伴う使用料等（使用料・手数料・利用料金等）への対応方針」（令和元年5月29日）を踏まえて、令和元年10月の消費税率引上げに際しては、公共施設の老朽化が一層進んでいることや市民生活への影響を考慮し、施設使用料への消費税増税分の転嫁を実施しないこととした。
- ・今後、他市の動向や市民生活へ及ぼす影響などの調査研究を行うとともに、公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合は、各施設の所管課において施設使用料の見直しを検討する。

令和2年3月30日